四万十町議会情報セキュリティ基本方針について

地方公共団体の議会及び執行機関に対し、情報セキュリティポリシー（※）のうち基本方針の策定・公表が令和８年４月1 日までに義務付けられたことを受け、四万十町議会における情報セキュリティの基本方針を次のとおり作成する。

※ 情報セキュリティポリシーとは、組織全体の情報セキュリティに関する基本的な方針である「基本方針」と、具体的な対策を示す「対策基準」から構成される。

※ 本町執行機関においては、総務省ガイドラインを参照して「四万十町情報セキュリティポリシー」を策定済である。

１　基本方針について

基本方針とは、情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示すものである。

（１） 作成に当たっての考え方

総務省ガイドラインに沿って本町議会が行う業務内容を踏まえ作成した。

○　基本方針に規定する項目

①　目的
②　定義
③　対象とする脅威
④　適用範囲
⑤　利用者の遵守義務
⑥　情報セキュリティ対策
⑦　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
⑧　情報セキュリティポリシーの見直し
⑨　情報セキュリティ対策基準の策定
⑩　情報セキュリティ実施手順の策定

（２） 策定までのスケジュール

○　令和８年３月上旬　議会運営委員会及び全員協議会で協議
　　３月中旬　基本方針の策定及び公表

(参考)　対策基準について

対策基準とは、基本方針に基づく、情報システムに必要となる情報セキュリティ対策の基準である。

（１） 策定に当たっての考え方

総務省ガイドライン及び執行機関の四万十町情報セキュリティポリシーを参照し、令和８年度に策定予定

（２） 策定に向けたスケジュール（予定）

○　令和８年度　議会運営委員会等で対策基準を協議・策定

○　令和８年度以降　策定した対策基準に基づき、必要な情報セキュリティ対策を実施